

第三期科学技術情報整備基本計画の改訂内容について

平成 23 年 8 月に閣議決定された国の第 4 期科学技術基本計画で「震災からの復興、再生」を最優先に取り組むべき重要課題と位置付けた国の動きを踏まえ、また、平成 23 年 10 月の組織再編に伴う実施体制、所管部局等について必要な見直しを行うため、平成 23 年 3 月に策定した当館の第三期科学技術情報整備基本計画の一部を以下のとおり、改訂した。

※下線：追加部分、取り消し線：削除部分

2 取り組むべき事項

(1) 「知識インフラ」構築の推進

④ 個別事業の実施

- ・「知識インフラ」構築に資する事業を先行的に実施する。複数種の電子情報資源をシステム連携させ新しい価値を創出することが重要であり、他機関との連携協力による事業を優先的に進める。
- ・「知識インフラ」構築の先行的事業の一つとして、「震災アーカイブ」の構築に取り組む。東日本大震災に関する記録である多種多様なデータ・情報を広く収集、保存するとともに、震災の記録を共有し、国内外から自由に利用できる一元的な仕組みを実現する。「震災アーカイブ」の構築に当たっては、府省等関係政府機関をはじめ、各種学術研究機関、官民の震災関係アーカイブと連携・協力する。

3 実施体制等

この計画が科学技術分野を超えて学術情報全般を扱い、国立国会図書館の事業の全分野に関係することなどに鑑み、各事項の実施に当たっては、担当各部局が緊密に連携しあい、国立国会図書館全体としてこれに取り組む。また、この計画に掲げた各事項について、各年度末に進捗状況の確認と評価を行う。進捗管理に関する業務は、利用者サービス主題情報部科学技術・経済課が行うが、そのうち、電子情報部及び関西館電子図書館課の実施事項に係る進捗管理については、電子情報部電子情報企画課が行う。

~~平成 23 年 10 月に予定する組織再編では、実施体制、所管部局等について、必要な見直しを行う。電子情報資源が中心であることから、新たに発足する電子情報部が積極的な役割を果たすことを想定する。~~

また、「提言」が指摘するように電子情報資源の変化は早く、これに機動的に対応するために、この計画及びその実施体制は必要に応じて見直すものとする。館内外の状況に大きな変化がある場合は計画の修正だけでなく、国立国会図書館の科学技術関係資料整備の在り方を含む体制の変更も考慮する。